

生駒市水道事業管理規程第4号

押印を求める手続の見直し等のための関係水道事業管理規程の整備に関する規程を次のように公表する。

令和3年12月28日

生駒市水道事業管理者 古川文男

押印を求める手続の見直し等のための関係水道事業管理規程の整備に関する規程

(生駒市水道事業公印規程等の一部改正)

第1条 次に掲げる規程の規定中「㊤」を削る。

- (1) 生駒市水道事業公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）様式第2号から様式第4号まで
- (2) 生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）様式第1号及び様式第3号
- (3) 生駒市水道施設工事負担金規程（平成4年4月生駒市水道事業管理規程第3号）別記様式

(生駒市企業職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 生駒市企業職員被服貸与規程（平成元年4月生駒市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「受領印」を「受領者名」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程（以下「旧規程」とい

う。)の規定により提出されている様式は、この規程による改正後の規程の規定により提出された様式とみなす。

- 3 この規程の施行の際現に存する旧規程の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。